

備前市企業誘致奨励金制度

備前市では、市内への企業誘致を促進し、一層の雇用機会の拡大と産業振興を図るため、交付対象となる操業を開始した企業に対し、予算の範囲内で奨励金を交付いたします。

奨励金を受けるためには操業開始までに認定が必要です。事前にご相談ください。

企業誘致奨励金

種類			奨励金					要件	
			設備	土地	市民 雇用者	水道	上限額	固定資産 投資額	市民 雇用者
市営 団地	一般製造工場	新設	14%	8%	30万円	10%	3億円	5億円	5人
		増設	11%	7%	30万円	—	2億円	※2億円	
	物流施設	新設	9.5%	6.5%	30万円	—	2億円	3億円	3人
		増設	8%	6%	30万円	—	1億円	※1億円	
	特定業種	新設	20%	10%	30万円	—	3億円	2億円	—
		増設	14%	8%	30万円	—	3億円	1億円	
その他業種	新設	3%	1%	20万円	—	1億円	2億円	5人	
県有 団地	一般製造工場	新設	9%	3%	30万円	10%	3億円	5億円	5人
		増設	6%	2%	30万円	—	2億円	※2億円	
	物流施設	新設	4.5%	1.5%	30万円	—	2億円	3億円	3人
		増設	3%	1%	30万円	—	1億円	※1億円	
	特定業種	新設	15%	5%	30万円	—	3億円	2億円	—
		増設	9%	3%	20万円	—	3億円	1億円	
民有 地	一般製造工場	新設	6%	3%	20万円	10%	2億円	5億円	5人
		増設	4%	1.30%	20万円	—	1億円	※2億円	
	物流施設	新設	3%	1%	20万円	—	1億円	3億円	3人
		増設	2%	0.6%	20万円	—	0.5億円	※1億円	
	特定業種	新設	15%	5%	30万円	—	3億円	2億円	—
		増設	9%	3%	20万円	—	3億円	1億円	
算定基準			固定資産税 評価額		市民雇 用者数	年間水道 使用料金	—	※中小企業の場合	

※土地の取得(賃貸)の日から原則3年以内に建物の建設に着手すること

用語の説明

一般製造工場・・・日本標準産業分類(平成19年総務省告示第618号)分類表中大分類E-製造業の項目に掲げる製造業の用に供する工場を言う。

物流施設・・・製造業、小売業、道路貨物運送業、倉庫業、貨物運送取扱業、港湾運送業又は卸売業の用に供する倉庫、配送センター又は流通に伴う簡易な加工を行う事業場であって、工場又は店舗に併設されるものを除くものをい

特定業種・・・新エネルギー関連分野、次世代自動車関連分野、航空機関連分野、食料品関連分野のほか、備前市内の産業の高度化に寄与することが認められる分野として、市長が庁議に諮って個別に認定したものをいう。

市民雇用者・・・操業開始に伴い新たに雇用された市内に住所を有する者又は新たに市内に住所を移し5年以上居住する予定のある雇用者で、かつ、雇用期間に定めがなく健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)の被保険者になっているものをいう。



備前市役所 産業観光課 企業支援係
〒705-8602 岡山県備前市東片上126番地

(電話)0869-64-1848 (FAX)0869-64-3845〔市代表〕 (mail)bsangyou@city.bizen.lg.jp